### 第1回

# 日本の再生可能エネルギー普及の現状と課題 ~世界との比較を交えて~

7月10日(土)にPARE 第17回通常総会の前に連続講座第1回「日本の再生可能エネルギー普及の現 状と課題~世界との比較を交えて~」を開催しました。講師は当会代表の和田武が行いました。

講演の概要について報告します。ニュースレター55 号「世界の自然エネルギー普及の到達点と日本の 現状・課題」を合わせてお読みいただければと思います。

#### 1. 世界の再生可能エネルギー普及の最新動向

世界の再生可能エネルギー普及が急増している要因として、①パリ協定が発効されて地球温暖化防止の取り組みが強化されている、②国際再生可能エネルギー機関 IRENAが設立されて途上国を含む各国に政策や資金面での支援が強化されている、③電力政策で再エネの普及政策採用国が143カ国を超えている、④再エネのコスト低下がすすみ、最も安価なのは太陽光発電、陸上風力で火力や原発より安価となったことなどがある。

2020年のエネルギー投資額では、エネルギー源別比率で再エネが71%、大規模水力を含めると75%になり3/4が再エネという状況となった。また、市民地域主導・普及による社会への様々な好影響(環境保全、経済発展、雇用増加、地域社会の自立的発展、エネルギー自給率アップ等)が生まれている。このような取り組みは、その立地地域から受け入れられ、再生可能エネルギーの社会的受容性の向上に有効であり、積極的な再エネ普及政策も採用されやすくなり、再エネ中心社会の実現にもつながっていく。(図1)

近年は、市民・地域主体による再工ネ普及(コミュニティ発電)に先駆的に取り組んでいるデンマークやドイツから学び、途上国も含む世界各国で取り組みが増加している。アメリカでもコミュニティ発電が広がっており、導入された風力発電のすべてが市民・地域主体による集も生まれている。

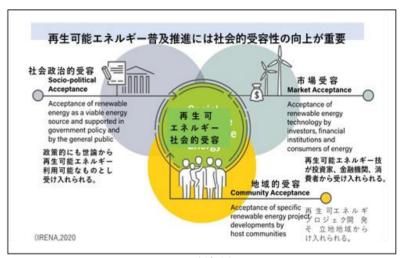


図1講演資料より

# 2. 日本の再生可能エネルギー普及の現状〜他国との比較も交えて〜

日本では、2012年7月から FIT が開始された、再 エネ導入量は加速度的に普及し始めたが、最近は鈍化 しており、発電量の再エネ比率は世界と比べて立ち遅 れている。また、OECD 主要国のエネルギー供給量中 の再生可能エネルギー比率で見ても下位となってい る。2000年に日本よりも下位にあったドイツやイギ リスは2019年には日本の倍以上となりデンマークは 飛躍的に増加している。

飛躍的に増加しているデンマークやドイツは 1980 年代半ばから 90 年あたりにかけて積極的な再エネ普 及推進政策を取ったこと、さらに市民・地域主体中心 の普及方法を国民自身が主体者として取り組んでき た。 事例としては、デンマークでは総発電量の 50%を 供給する風力発電設備の約 80%が住民所有、家庭の 約 10%が所有していることになる。法律でも風力発 電所の設備容量の 20%以上は地域住民所有が義務 付けられている(再エネ法)。また、ドイツの再生 可能エネルギー発電の所有者別設備容量では、最大 の所有者は市民で、市民と農民を合わせると 40%以 上となり、地域主体(市民・農民+中小企業、自治 体等のエネルギー企業、地域製造業)全体では 2/3 以上と推定され、市民・地域主体の取り組みがされ ていることがよくわかり、国土面積の半分以上の 52%が再エネ促進地域となっている。(図 2)

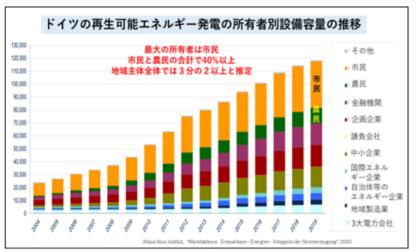


図2講演資料より

主体となる取り組みが多いドイツでは、再生可能エネルギー普及推進については社会的受容性が高く、大半の国民(86%)が再生可能エネルギー普及に賛成で、周辺での再生可能エネルギーの設置も受け入れる状況にある。

一方、日本の再生可能エネルギー普及が鈍化している要因は、数多くあるが、①再エネ普及目標が低い、②再エネ発電の系統連系(送電線)への接続拒否や過重な費用負担と接続順位も低い、③変動電力(太陽光発電、風力発電)の供給順位が低い。調整電源として出力抑制対象、④小規模発電は地域活用電源としての要件整備が FIT 認定条件に追加され、費用負担が増加、⑤日本の再エネ発電は高コストなどの

問題がある。なかでも、大規模発電に有利な FIT の制度設計でことや、電力市場での卸電力価格の企業主導が主流になっていることや、高騰が続き小売電力会社 (新電力)の倒産や過重負債、一部消費者、家庭の電気料金過重負担増などがあり、再エネに対する社会的受容性低下が起きている。このような状況で原発と火力温存を許容する世論形成を図っている。

## 3. 再生可能エネルギー100%社会の実現へ〜最近の新たな動きを踏まえて〜

日本の持続可能なエネルギー社会実現のための政 策課題は数多くあるが、私たち市民・地域主体(市民・

> 自治体・生協・市民団体・地域企業等)は、 エネルギーの生産者、供給者、消費者として、また民主社会の主権者として積極的に 再生可能エネルギーの普及の担い手となることで持続可能な社会を実現すること ができる。

> 生産者として、家庭での太陽光発電や蓄電池のEV活用による電力自立も可能になってきた。そうしたことができなくても市民共同発電所作りへの参加などもあり、京都府南丹市園部町大河内地域のように地

域でRE100を達成した地域も生まれてきた。

自治体や生協による(地域)新電力会社等が設立され再生可能エネルギー供給者が増加している。さらに、吹田市のように市民に再生可能エネルギー比率の高い電力の購入を市が行うとともに、市民に薦める取り組みも始まり、京都市などにも広がっている。

これまでに自治体の再生可能エネルギー条例が 20 以上の自治体で策定されているが、主権者として国や自治体での市民・地域主導の再生可能エネルギー普及推進政策の実現にむけた取り組みを強めていくことが大切である。また、エネルギー政策へのパブリックコメントの提出等も重要である。

(PARE 事務局 島田和幸)